

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。  
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した書面そのままです。

平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

## 準備書面（2）

### 甲 2 4 号証証拠説明書

控訴人（一審原告） 戸崎 貴裕

被控訴人（一審被告） （被控訴人 A 氏名）外 2 名

東京高等裁判所民事 1 9 部 御中

平成 19 年 2 月 5 日

控 訴 人 戸崎 貴裕 ㊞

#### 第 1 本準備書面について

1 本準備書面では、甲 24 号証につきその内容及び立証趣旨の説明を行い、甲 24 号証の証拠説明書を兼ねるものとする。

#### 第 2 甲 24 号証で示す映像及び音声について

1 甲 24 号証に示した映像及び音声は、平成 17 年 1 月より控訴人に対して連日行われ続けた、本件にて「訴外生活妨害行為等」と表記する行為の様態につき、控訴人が、平成 17 年 2 月以降に記録した映像の一部を、補足映像とともに、本書面第 3 に述べる立証趣旨に照らしてまとめた、時間にして 30 分程の映像及び音声である。

2 訴外生活妨害行為等は、原審準備書面(2)で述べたとおりの経緯、事情及び様態で行われた。すなわち、同行為は、訴外女性 A の「社会的に抹殺することもできるのよ。」「あなたは悪魔のスイッチを押したのよ。」などといった言動と時期を同じくして複数の見知らぬ第三者によ

って行われ始めた行為である。

- 3 夜マンションの2階の窓やベランダの洗濯機を叩く行為が何度も行われる、部屋の上下左右から、また外部から、迷惑音や騒音を発生する行為が昼夜を問わず毎日頻繁に行われる、住居侵入や車両侵入の痕跡が頻繁に残され続ける、外出時には意図不明な行為や迷惑な行為、かつ共通した複数の行為が毎日10人、20人の見知らぬ第三者によって行われる等々、甲24号証に示したような行為が毎日頻繁に昼夜を問わず、かつ時期を同じくして執拗に繰り返される日常は、社会通念上、偶然ではありえず、客観的記録に残るのであるから事実であり、異常であり非常識であり、かつ、同行為が、全体として、平穏な生活を侵害する行為を構成することは明らかである。
- 4 また、控訴人は当時で13年程同じ地域に一人暮らしであるが、甲24号証に示すような行為は、平成17年1月以前には、控訴人に対し毎日頻繁に昼夜を問わず行われるようなことのなかった行為である。
- 5 甲24号証に示すような行為のうち、見知らぬ第三者が控訴人の周囲に現れて行う行為については、いつ誰が行うかが予測できないこと、記録をはじめると（おそらく気づいた場合）多くの場合同行為をやめること、記録媒体の容量や記録機材（デジタルカメラ）のバッテリーの容量に限りがあり、長時間撮影し続けられないこと、また、無関係な人々に迷惑をかけるべきではないから常時の撮影はできないこと等から映像記録に残すことが難しいにもかかわらず、それでも多くの記録に残るということは、同行為の頻度が高いことを示すものである。
- 6 尚、見知らぬ第三者が突然体当たりをしてきて平然としていたり、控訴人の荷物を蹴飛ばしていったりする行為も頻繁に行われたが、このような行為は記録機材（デジタルカメラ）を手にしている時、および、知人、友人や親族と一緒にいたときには行われなかったので、これは

24 号証に示す記録の範囲外であるが、同様の行為はあまり記録することができていないということを事情として述べておく。

### 第3 立証趣旨

- 1 訴外生活妨害行為等が映像等に記録可能であることを立証する。
- 2 社会通念上、毎日、頻繁かつ昼夜を問わずに複数の第三者によって行われるような行為ではない全体として平穏な生活を侵害する迷惑行為等が、控訴人に対し、また控訴人の周囲で行われていたことを立証する。
- 3 訴外生活妨害行為等が控訴人の妄想ではないことを立証する。まず、社会通念上、客観的記録に残る行為が妄想の産物とはいえない。また、精神医学上の診断における妄想が、DSM-IV 診断基準等に定義されたとおり、奇異な妄想と奇異でない妄想に分けられ、奇異な妄想とは現実にはありえない幻想的な事象が起きるまたは在ると確信する妄想で、奇異でない妄想とは現実にはありえる事象であるが実際には起きていない事象を起きていると確信する妄想であり、映像等の客観的記録に残る迷惑行為等がそのどちらにも当てはまらないことから明らかである。
- 4 間接的に、控訴理由書（控訴審準備書面(1)）にて述べた主張とあわせ、同記録の確認をいっさいせず、控訴人（本人）にいっさい知らせない未確認報告内容を疾病症状（被害妄想）と断定し、控訴人に説明、確認及び判断の余地を与えないまま有形力の行使をもって性急にら致し、同じく控訴人に説明、確認及び判断の余地を与えないまま即日強制的に閉鎖病棟に軟禁し投薬し同措置を継続するなどという行為が社会通念上、合理性を欠き、反社会的であり、軽率かつ不当であり、結果として、控訴人に対し身体的及び精神的損害を与え、訴外生活妨害行為等を被害妄想として隠蔽するに至る行為であり、同行為を訴えた控訴人の名誉を毀損する行為であることを立証する。

以 上